2　次に掲げる組合については、前項の規定のほか、当該各号に掲げる事項を組合の事業活動の概況に関する事項の内容としなければならない。

一　信用事業実施組合　単体自己資本比率（法第十一条の八第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）

二　（略）

3　（略）

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第百五十四条　第百五十二条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一　前事業年度における総会（総会の部会を含む。）の開催状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　重要な事項の決議状況

二　（略）

三　役員（直前の通常総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　法第三十四条第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の信用事業を担当する常勤の理事若しくはその他の信用事業を担当する理事、法第三十四条第十三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の監事又は法第三十四条第十四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の監事に該当する場合には、その旨

二　（略）

四・五　（略）

六　施設の設置状況に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　信用事業実施組合にあっては、特定信用事業代理業者（法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

(1)　特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び当該特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業（法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。）を行う営業所又は事務所の数及びその増減

(2)　（略）

ハ　（略）

七　子会社等の状況に関する次に掲げる事項

イ　子会社（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあっては法第十一条の八第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社、連合会にあっては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この条、第百五十六条、第二百二十二条及び第二百二十四条第一項第二十一号において同じ。）、子会社以外の子法人等（第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の区分ごとの重要な子会社等の商号又は名称、代表者名及び所在地

ロ　（略）

八　（略）

2　次に掲げる組合については、前項の規定のほか、当該各号に掲げる事項を組合の事業活動の概況に関する事項の内容としなければならない。

一　信用事業実施組合　単体自己資本比率（法第十一条の六第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）

二　（略）

3　（略）

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第百五十四条　第百五十二条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一　前事業年度における総会（総会の部会を含む。）の開催状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　重要な事項の議決状況

二　（略）

三　役員（直前の通常総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　法第三十四条第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の信用事業を担当する常勤の理事若しくはその他の信用事業を担当する理事、法第三十四条第十一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の監事又は法第三十四条第十二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の監事に該当する場合には、その旨

二　（略）

四・五　（略）

六　施設の設置状況に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　信用事業実施組合にあっては、特定信用事業代理業者（法第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

(1)　特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び当該特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業（法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。）を行う営業所又は事務所の数及びその増減

(2)　（略）

ハ　（略）

七　子会社等の状況に関する次に掲げる事項

イ　子会社（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあっては法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社、連合会にあっては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この条、第百五十六条、第二百二十二条及び第二百二十四条第一項第二十一号において同じ。）、子会社以外の子法人等（第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の区分ごとの重要な子会社等の商号又は名称、代表者名及び所在地

ロ　（略）

八　（略）